

令和6年2月13日

令和6年

上毛町農業委員会2月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会2月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年2月13日（火）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19 名 欠席委員 2 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	欠	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○  
末 松 直 幸 ○  
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

- 5.その他
- ・農地法第3条許可に係る取り消しについて
  - ・能登半島地震義援金の募集について
  - ・地域計画策定に向けた話し合いについて
  - ・農業委員の改選について
  - ・定例総会について

議長 みなさん おはようございます。本日は、農業委員会2月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。本日は、志摩委員が欠席、宮秋委員がまだ来ていませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から2月期定例総会を開催致します。議事録署名委員の指名をいたします。議席10番 久保委員、議席11番 喜多代委員を指名いたします。宜しくお願いします。それでは、議案の審議に入ります。議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権8件、使用貸借権1件でございます。まず、賃貸借分ですが、期間は6年9年となっております。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が8,647㎡です。筆数は8筆で貸し手3名、借り手2名となっております。賃借料でございますが、現金で反当10,000円～13,000円、現物で33kgとなっております。次に、使用貸借分ですが、期間は5年となっております。対象作物は水稻等でありまして面積は田が2,078㎡です。筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名となっております。次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。(質疑なし)ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。(委員挙手)ありがとうございます。全会一致により議案第11号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井147番1外4筆、地目は田で面積は5,631㎡です。

所有権の移転をする方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字土佐井の〇〇さんです。次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は7～10ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井友枝小学校付近及び、新池付近のほ場整備済の農地です。

これで、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第12号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地集積計画の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字下唐原3番、地目は田で、面積は2,517㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は大字下唐原の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は13～14ページのとおりです。

申請農地は、大字下唐原 山国川沿いの圃場整備済の農地です。

これで 説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第13号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字上唐原2137番、地目は田で面積は1,182㎡です。

所有権を移転する方は、大字上唐原の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は17～18ページのとおりです。

申請農地は、大字上唐原 国道10号線 唐原交差点そばの圃場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第14号については、原案の通り可決決定されました。つづきまして 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字八ツ並22番2ほか1筆、地目は畑で面積は360㎡です。

譲渡人は、福津市の〇〇さんで、譲受人は大字宇野の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、17,279㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は21～22ページのとおりです。

申請農地は大字八ツ並 大ノ瀬官衛遺跡そばにある農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について喜多代委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

喜多代委員 説明の通りです。審議のほど宜しく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第15号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを

議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料23ページをお願いします。  
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は贈与で、申請農地は大字安雲287番ほか4筆、地目は田及び畑で、  
面積は、8,291㎡です。  
譲渡人は、横浜市の〇〇さんで、譲受人は大字宇野の〇〇さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は13,765㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は25～26ページのとおりです。  
申請農地は大字安雲光林寺付近の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については緒方委員が地区担当委員となっておりますが  
いかがでしょうか。

緒方委員 この圃場は営農が管理をしています。もともとは、〇〇さんの物件でしたが子供がいないため、  
おぼさんの〇〇さんを養女にして生前贈与をしたようです。〇〇さんが10年前より病気になりまして  
世話を従弟である〇〇さんが色々されていまして。一昨年〇〇さんが亡くなられて、〇〇さんと  
〇〇さんの間で贈与したようです。 審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑にはいりません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第16号については原案のとおり可決決定されました。  
つづきまして 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを  
議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局 資料27ページをお願いします。  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字成恒565番、地目は畑で面積は85㎡です。  
譲渡人は東京都中野区の〇〇さんで譲受人は大字成恒の〇〇さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は9,622㎡です。次のページに農地法第3条調査書を  
添付しています。  
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は29～30ページのとおりです。  
申請農地は大字成恒 集落内の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について宮秋委員が地区担当委員となっています。

事務局 宮秋委員は休みですが、問題はないと説明を受けております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第17号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の31ページをお願いします。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字百留347番4, 地目は田で面積は44㎡です。

申請人は北九州市の〇〇さんで理由としては、一般住宅用地敷地拡張のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地ではありますが、非農地設定済みの農地であり、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は32～33ページのとおりです。

申請農地は大字百留 主要地方道吉富本耶馬溪線東側 集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、久保委員が地区担当委員となります。

久保委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第18号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 ではその他について5点ご説明申し上げます。

1点目ですが、農地法第3条許可に係る取り消しについてでございます。資料1をご覧ください。

前回1月11日の定期総会にて許可した案件につきまして、譲受人より取消願が提出され、

事務局として受理し、会長に相談の上、許可の取り消しを行いました。取消理由としては、

生前贈与をとりやめ、他者に対象農地を貸すとのことでした。

今後、許可後すぐ取消がないよう、事務局としては、熟考後によく考えた後に申請書を提出するよう

指導を徹底いたします。

2点目ですが、能登半島地震義援金の募集についてです。

資料2をご覧ください。

本年1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震により多くの被害が出ていることに伴い全国農業会議所より義援金のお願いが届いております。

本農業委員会としても被災した農業者等の今後の経営と生活の回復・早期の復興を支援することを目的として、義援金を送金したいと考えます。つきましては、次回農業委員会定期総会にて一人当たり1,000円を集金させていただきたいと考えます。

ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

3点目ですが、地域計画策定に向けた話し合いについてでございます。

本年3月より、地域計画目標地図の素案作成のための話し合いを各地区で行います。

話し合いには農業委員・最適化推進委員の皆様には必ず参加していただきますようお願いいたします。緒方農業委員・宮秋農業委員・前田農業委員につきましては、総会終了後ご相談したいことがありますので残っていただきますようお願いいたします。

4点目ですが、農業委員の改選についてでございます。令和6年7月に農業委員・最適化推進委員の改選が予定されています。それに伴い、皆さんにも自治会長さん等から相談が有ると思いますので対応のほどよろしく願いいたします。

5点目ですが次回2月期の定例総会については、3月11日(月)を予定しております。

定例総会に欠席された委員さんにおかれましては、後日役場まで資料の受け取りにきてくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。  
それでは 2月期定例総会を終了します。

令和6年2月13日 午前9時22分閉会